

国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）

事業者選定公募型プロポーザル審査基準

令和 7 年 4 月 28 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市 建設環境部 環境対策課 清掃施設係

住所：〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪 3 - 33 - 3

電話：042-321-5300 FAX 042-326-4410

E-mail：seisoushisetsu@city.kokubunji.tokyo.jp

目次

1. 審査基準の位置づけ	1
2. 優先交渉権者選定の手順	1
3. 審査方法	3
4. 優先交渉権者の決定	9

1. 審査基準の位置づけ

本審査基準は、国分寺市（以下「市」という。）が、「国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）事業者選定公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、評価点の算出方法及び優先交渉権者及び次点者の選定方法を示すものである。

2. 優先交渉権者選定の手順

優先交渉権者選定の主な手順は、次のとおりであり、その流れは図—1に示すとおりである。

（1）参加資格審査

1）提出書類の確認

市は、参加者から提出された参加表明書及び参加資格審査書類について不備等がないか確認を行う。なお、完備されていない書類は原則受け付けないので留意すること。

2）参加資格要件の確認

市は、参加者から提出された参加表明書及び参加資格審査書類に基づき、参加者が実施要領の「参加資格」に示した事項を満たしているかどうかの確認を行う。

市は、審査を円滑に行うため、参加者に対して追加の資料提出や内容説明等を求める場合がある。

3）参加資格審査結果の通知

市は、参加資格審査結果通知書を、参加者の代表企業に対し、書面により通知する。なお、参加資格審査の結果、提出書類に明らかな不備がある場合及び参加資格要件を満たしていない場合は原則として失格とする。ただし、不備の内容が軽微で意図したものではない場合はこの限りではない。

（2）技術提案審査

1）技術基礎審査

技術提案書に記載された内容が実施要領及び要求水準書等の内容を満たしているか確認を行う。

当該要件をいずれも満たしていることを確認した応募者のみ、次段階の技術提案審査及び価格審査に進むことができるものとする。

2）価格以外の審査

①企業の実績に係る審査

企業の施工実績及び参加企業の配置予定技術者の施工実績等を提出された技術資料により確認する。

②技術提案の審査

技術提案書を評価、点数化し、技術評価点を算出する。

なお、技術提案の審査に当たっては、参加者からのプレゼンテーションを併せて行う。

3) 価格審査

見積価格を点数化し、価格評価点を算出する。

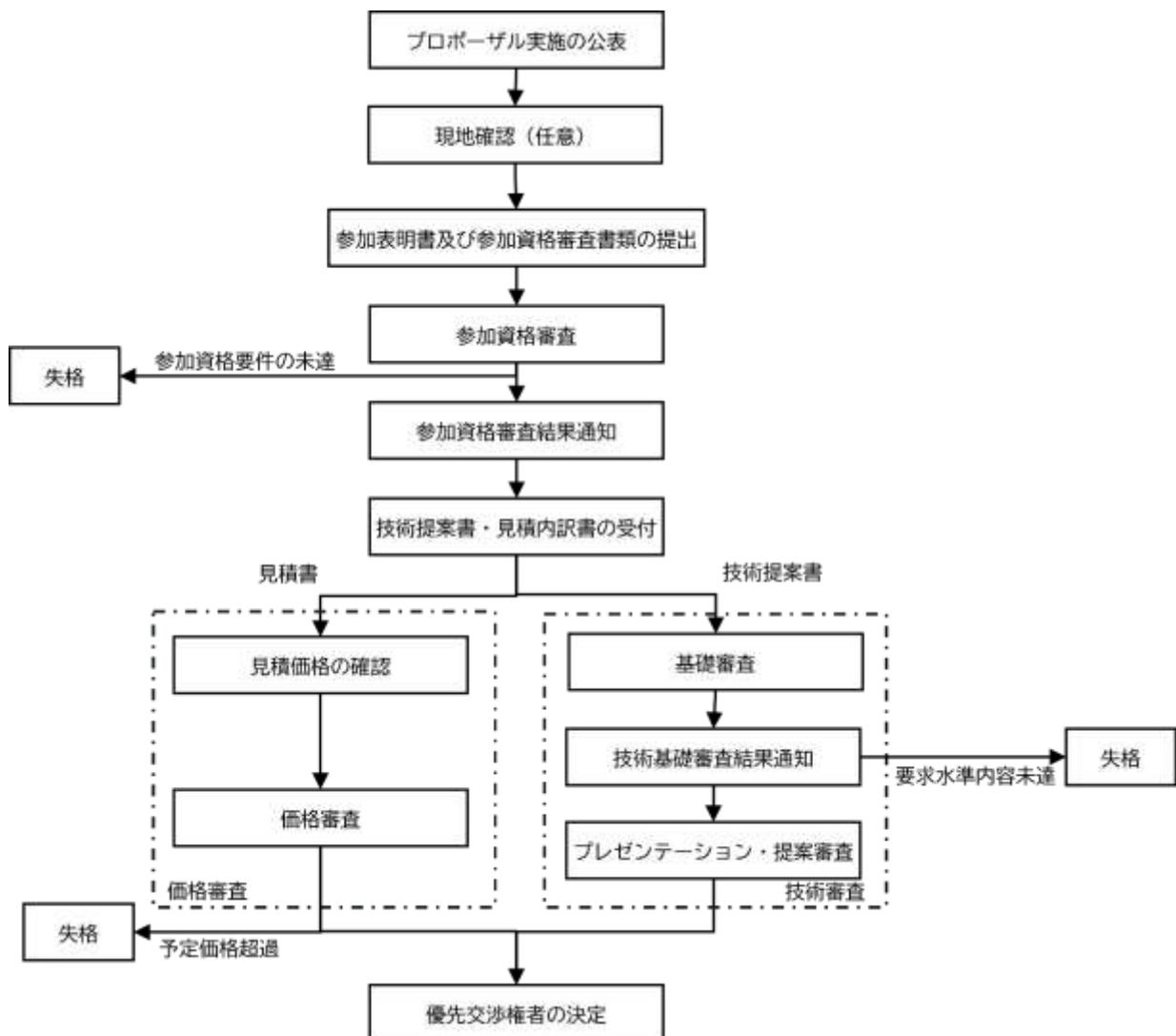


図-1 優先交渉権者決定の手順

3. 審査方法

審査にあたっては、「国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去事業者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」を設置して審査を実施する。

なお、審査委員会は専門的知見を得るため、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることがある。

(1) 参加資格審査

参加資格確認申請書類をもとに、参加者が満たすべき参加資格要件について確認する。なお、参加資格審査の結果、提出書類に明らかな不備がある場合及び参加資格要件を満たしていない場合は、原則として失格とする。ただし、不備の内容が軽微で意図したものではない場合はこの限りではない。

(2) 技術基礎審査

提出書類（見積書・技術提案書等）のうち、技術提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。技術提案書に記載された内容が基礎審査項目を満たしていない場合は、失格とする。

1) 技術提案書の構成

技術提案書について、必要な書類が揃っており、実施要領に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

ここでいう技術提案に係る必要な書類とは以下のとおり。

【要求水準書より】

1. 基本設計図書（提案書）

参加者は、本要求水準書に基づき、本市の指定する期日までに次の図書を提出すること。図面の縮尺は図面内容に適した大きさとし、図面寸法はA3版とA4版を標準とし、A版は3つ折にすること。

基本設計図書は、以下に示す内容を記載した図書A4版を標準とし、内訳書は別冊とする。提出部数は4部とする。

1.1 概要説明書

本施設の解体撤去工事及び埋設物の撤去・搬出・造成工事の概要をわかりやすく記述したもの。（最大5ページ程度）

1.2 基本設計図書

以下の事項を記載した基本設計図書を作成のこと。

- (1) 工事車両及びごみ収集車の搬入・排出動線図
- (2) 解体及び埋設廃棄物の撤去・搬出・復旧フロー
- (3) 安全管理
- (4) 事前調査
- (5) 工事計画の立案

- (6) 準備工事
- (7) 汚染物除去作業
- (8) 排水処理設備
- (9) 解体工事計画書
 - 1) 案内図：解体を行う場所の周囲状況の関係
 - 2) 一般平面図：解体をしようとする焼却施設等の解体概要を示す図面
 - 3) 総合仮設計画図：工事用の機械、設備、建物等の配置を示す図面
 - 4) 外構設計図：解体終了後の敷地内の平面を示す図面
 - 5) 煙突及び工場棟解体工法の概略を示す書面又は図面
 - 6) 労災を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
 - 7) 解体廃棄物の分別・処理
(品目別廃棄物発生計画数量及び再資源計画数量含む)
 - 8) 事後調査
 - 9) 専門業者、下請業者及び法的資格リスト
- (10) 工程表（土日及びその他の休日は現場休工）

1.3 工事費内訳書（別途指定した様式に記入すること）・・・実施要領 様式8による。

【実施要領より】

技術提案書	様式7-1-1 技術提案書提出届（単独企業での応募） 様式7-1-2 技術提案書提出届（共同企業体での応募） 様式7-2-1 技術提案書に関する誓約書（単独企業での応募） 様式7-2-2 技術提案書に関する誓約書（共同企業体での応募） 様式7-3 企業及び配置予定者の実績 様式7-4 実施工程表 様式7-5 技術提案書様式（施工計画） 様式7-6 技術提案書様式（品質管理） 様式7-7 技術提案書様式（周辺環境・住民・企業配慮）
見積書	様式8-1
見積内訳書	様式8-2

2) 提案内容の整合性

技術提案書全体について、書類間の整合が図られ提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

3) 要求水準内容の達成

技術提案に係る必要な書類が工事要求水準内容を満たしていること。

(3) 評価の方法

評価は、参加者の見積書に係る価格評価点（25 点満点）と価格以外の評価点（企業の実績に係る評価及び技術提案の評価 75 点満点）の合計を総合評価点とする。

審査項目	配点
価格以外の評価点	75点
価格評価点	25点
総合評価点	100点

(4) 価格以外の評価点の審査方法

審査委員会では、表-1「技術審査における評価基準」に示す評価項目ごとの「評価の主な視点」により評価を行う。また、評価のために参加者はプレゼンテーションを実施し、併せて委員によるヒアリングを実施する。

評価にあたっては、企業の実績に係る評価については加点評価とし、技術提案の評価については、加点評価の他、配点に表-2の「採点における評価基準」により点数を付与し、その合計を価格以外の評価点とする。なお、技術提案の評価の計算にあたっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

各委員による採点を合計して得た数値を委員数で除し、小数点第3位以下を四捨五入した数値を技術提案の評価点とする。

表-1 技術審査における評価基準

1 企業の実績に係る評価 (加点合計 5点)

評価項目	評価の主な視点	配点	加点
(1) 企業の施工実績	ダイオキシン類ばく露防止要綱の下、一般廃棄物焼却処理施設解体撤去工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工し、完工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）。 （加点基準の規模） 規模の基準：施設規模 140t/日 上記規模以上複数 + 3 上記規模以上 + 2 上記規模未満 ± 0		3
(2) 配置予定技術者の実績	ダイオキシン類ばく露防止要綱の下、同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の経験 あり + 2 なし ± 0		2

2 技術提案の評価 (配点・加点合計 70点)

2-1 施工計画・工程管理に関する事項 (配点合計 28点)			
評価項目	評価の主な視点	配点	加点
(1) 施工計画	①現地特性(狭小な工事用地、仮設処理施設の稼働)を踏まえた施工計画となっているか。 ②施工手順、各工種の施工期間の設定は適切か。 (解体工事ステップ図等で解体対象物の解体手順を確認することができるか)	12	

評価項目	評価の主な視点	配点	加点
(2) 工程管理	①解体予定施設は令和8年3月末まで稼働しているが、その機能を仮設処理施設へ移行する期間（約1ヶ月）を考慮した工程が策定され、工期内で完了できる工程になっているか。	2	
(3) 施工体制	①下請け企業を含めた工事管理体制（人員配置等）は適切か。	6	
(4) 安全管理	①工事中・緊急時の安全対策は適切か。 ②高所作業、仮設・養生等強風対策、隣接敷地内で稼働中の仮設処理施設との取り扱い等安全対策は十分か。	6	
(5) その他自由提案	技術的に加点評価すべき提案。		2
<u>2-2 品質管理に関する事項（配点・加点合計 18点）</u>			
(1) ダイオキシン類ばく露防止対策	①養生の方法は、実績があり適切か。 ②養生部分の工作物は、安全管理されるか。 ③除染物の隔離は確実にされるか。 ④処理水は区域外と隔離したまま再利用・処理されるか。	6	
(2) 除染時のモニタリング対策	①管理区域設定期間のモニタリングは適切か。 ②モニタリング記録の取り扱いや事故時・故障時対策は適切か。	6	
(3) 基礎及び杭撤去時の確実性	①安全な基礎及び杭撤去方法を採用しているか。 ②地盤へのインパクト及び次期新施設の施工に対し影響を抑制できる工事方法か。	4	
(4) その他自由提案	その他技術的に加点評価すべき提案。		2

<u>2-3 周辺環境及び企業・周辺住民への配慮（配点合計 24点）</u>			
(1) 周辺環境等への配慮	①騒音・防塵対策等の提案 ②工事中のモニタリング調査及び結果の周知方法等 ③住宅地や小学校（登下校あり）と隣接する環境下での対策	10	
(2) 地元企業 ^{*1} との連携	地域貢献金額（共同企業体の出資額を含む）を算出後、以下のとおり評価点を算出する。 小数点以下第3位を四捨五入して算出する。 なお、提案の実現性を加味して評価し、実現性がないと判断した場合には評価点を0点とする。ここ	6	

	で、評価点が0点の場合でも「失格」とはならない。 $\text{地域貢献金額評価点} = \frac{\text{応募者の提案金額}}{\text{最高提案金額}} \times 6$		
(3)地域住民対応	①工事期間から完工までの環境対策をはじめ、地域住民の不安解消、解体工事に対する理解促進に係る具体的な取組みを提案しているか。	6	
(4)その他自由提案	その他技術的に加點評価すべき提案。		2

※1 ここでのいう地元企業とは市内企業を指し、市内企業とは本店、支店又は営業所の所在地が、市内にあるものとし、応募者との契約行為（小売売買も含む）が市内の事業所で行うことができるものとする。

※2 地域貢献金額が達成できなかった場合の措置については、実施要領の「12 契約の締結等 (3) その他⑫地域貢献金額が達成できなかった場合の措置」を参照のこと。

表－2 採点における評価基準

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	より優れている	配点×0.875
C	優れている	配点×0.75
D	やや優れている	配点×0.625
E	要求水準内容を満たす程度	配点×0.5

(5) 価格審査の方法

1) 見積価格の確認

見積書に記載された見積価格が提案上限額を超えていないことを確認する。見積価格が提案上限額を超える場合は、失格とする。

2) 見積価格の得点化方法

価格評価点は次の方法で算出する。なお、小数点以下第3位を四捨五入して算出する。

$$\text{価格評価点} = 25 \times \frac{\text{最低提案見積価格}}{\text{応募者の提案見積価格}}$$

4. 優先交渉権者の決定

審査委員会は、価格以外の審査及び価格審査により、総合評価点が最も高い参加者を優先交渉権者として選定する。総合評価点の最も高い提案が複数ある場合は、当該参加者の技術審査の得点が最も高い参加者を優先交渉権者として選定する。さらに、この場合において、技術審査の得点と同点である提案が複数ある場合には、審査委員会の判断により優先交渉権者を決定する。

なお、1 者の場合は総合評価点が 6 割以上であることを条件とする。

当該参加者の総合評価点 = 当該参加者の価格以外の評価点 + 当該参加者価格評価点

審査委員会の選定結果を基に優先交渉権者及び次点者を決定する。